

『新福祉事業 任意脱退申出書』

提出①

所 属 所 名	
組 合 員 証 記 号 番 号	-
申 出 人 氏 名	印

※申出人自ら署名する場合は、押印は不要です。

(加入者→所属所共済組合事務主管課→共済組合)

私事都合により、新福祉事業の脱退を申し出ます

1. 脱退期日

令和 年 月 控除分まで保険料払込【払込最終月を記入】

2. 「全部脱退」または「一部脱退」に○をつけ、一部脱退の場合は脱退する制度の欄に×と記入してください。

<input type="radio"/>	全部脱退
<input type="radio"/>	一部脱退 (※)

※脱退する制度の欄に「×」と記入してください

	本 人	配偶者	こども
遺族福祉年金制度 (基本コース)	●	×	×
遺族福祉年金制度 (継続コース)	×	×	●
医療保障保険	×	×	×
医療保障保険 (充実型) <small>※医療保障保険が加入要件</small>	×	×	×
医療保障保険 (ケガ通院)	×	×	×
総合医療保険 <small>※医療保障保険が加入要件</small>	×	×	×
重病支援制度 (主契約)	×	×	×
7大疾病保障特約	×	×	×
がん・上皮内新生物保障特約	×	×	×
退職後継続制度	×	×	×
短期就業不能サポート	×	●	●
長期就業不能サポート	×	●	●

- ※配偶者・こどもが継続するには、本人の加入が必要です
- ※7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、重病支援制度 (主契約) の加入が必要です
- ※医療保障保険 (充実型)、総合医療保険は、医療保障保険の加入が必要です
- ※制度内容等詳細については、パンフレットをご参照ください

次ページの「新福祉事業」脱退する際のご確認をご記入ください

所属所担当者記入欄

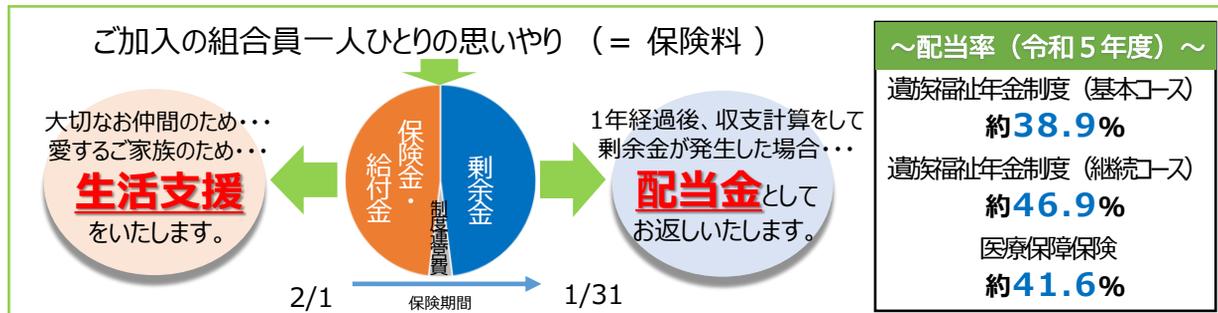
受付日：令和 年 月 日

担当者氏名： _____ 印

※担当者自ら署名する場合は、押印は不要です

山梨県市町村職員共済組合 「新福祉事業」 脱退する際の確認事項

保険期間途中での脱退時は、配当金はありません。



- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しします。
- 配当率は、お支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
- 配当金が還付されるのは、遺族福祉年金制度（基本コース）、遺族福祉年金制度（継続コース）と医療保障保険、短期就業不能サポートです。総合医療保険、医療保障保険 充実型、医療保障保険 ケガ通院、重病支援制度、退職後継続制度、長期就業不能サポートには配当金がありません。遺族福祉年金制度（基本コース）と遺族福祉年金制度（継続コース）と医療保障保険と短期就業不能サポートは、別々に収支計算を行います。
- 短期就業不能サポートは新設となりますので、令和5年度の配当はありません。

**例年、申込書上で6月末から8月中旬頃に加入内容の変更ができます。
新福祉事業は、退職後も継続することができます。**

※ 短期就業不能サポート・長期就業不能サポートは退職後継続のお取扱いはありません

**再度ご加入する際は、健康状態の確認が必要になります。
(ご加入いただけない場合もありますのでご注意ください)**

本人が脱退すると配偶者・子どもも脱退となります。なお、一部の制度のみ脱退することも可能です。(本人の遺族福祉年金制度(基本コース)への加入は必要です)

お忘れになっているご請求はありますか？

「新福祉事業」は多くの組合員のお役に立っています。

【令和5年2月1日～令和6年1月31日までのお支払い件数】

制度名称	遺族福祉年金制度		医療保障保険	総合医療保険	医療保障保険 充実型	医療保障保険 ケガ通院	重病支援制度
	基本コース	継続コース					
件数	7件	11件	214件	260件	65件	45件	17件
金額	10,750万円	4,365万円	約1,166万円	約2,163万円	約180万円	約204万円	約6,400万円

新福祉事業では、万一（死亡）の場合、保険金のお支払いに加えて、精神的なサポートとして、遺族ガイダンスを実施しています。

遺族ガイダンス・・・請求手続きのご案内と遺族が受けられる公的給付、必要な手続き（相続など）、公的融資などに関してご説明します

<制度正式名称> 遺族福祉年金制度（基本コース）（半年払保険料併用特約付年金払特約付子ども特約付新・団体定期保険【生命保険】）、遺族福祉年金制度（継続コース）（年金払特約付団体定期保険【生命保険】、医療保障保険（短期入院特約付家族特約付医療保障保険（団体型）【生命保険】）、総合医療保険（医療保険【損害保険】）、医療保障保険 充実型（家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】、医療保障保険 ケガ通院（通院保険金のみのお支払特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険【損害保険】）、重病支援制度（7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約【Y】付、健康サポート・キャッシュバック特約（集団定期用）付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）【生命保険】）、退職後継続制度（リビング・ニーズ特約付、代理請求特約【Y】付集団扱無配当定期保険（Ⅱ型）【生命保険】）、短期就業不能サポート（特定精神障害給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】、長期就業不能サポート（精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】）

【制度内容に関するお問い合わせ先（引受保険会社）】

明治安田生命保険相互会社 公法人第二部

TEL:03-5289-7145 ※9:00～17:00(土日祝日・年末年始除く)

※制度内容等の詳細については、パンフレットをご一読ください。

MY-A-24-他-008652 MYG-A-24-LF-658